

第13回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 議事概要

日時：平成29年11月28日(火) 15:00~17:00
場所：近畿地方整備局（大阪合同庁舎新館A会議室）
出席団体：配布座席表ご参照
資料：配布資料ご参照（資料1~6）

議事

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 議題
 - (1) 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向
 - (2) 汚泥の有効利用事業（DBO事業）について（広島市、兵庫県）
 - (3) 広域化の取組みについて（大阪府）
 - (4) 管路の包括的民間委託について（大津市、大阪狭山市）
4. 閉会

【概要】

＜汚泥の有効利用事業（DBO事業）について（広島市・兵庫県）＞

○リスク分担における物価変動リスクについては、例えば、年変動が1.5%以内であれば契約変更せず、1.5%を超えた場合に契約変更を行う方法が考えられる。

○DB+0方式を採用した理由としては、契約更新を原則5年とし、契約更新時に適正な維持管理により安価なコストで実施できる事業者が現れた場合に競争性を確保でき、技術の高度化や社会情勢の変化に柔軟に対応できると考えるためである。

＜広域化の取組みについて（大阪府）＞

○汚泥を集約するためには、臭気等に対する周辺住民・地元自治体の理解や、集約した汚泥の性状の違い等による後段の処理施設への影響、最終処分方法の変更有無等を検討する必要がある。

○処理場を廃止して新しい処理場に汚泥を取り込む場合には河川放流先・放流量が変更するため、河川部局や地元水利組合等との協議・調整が必要になると考えられる。

＜管路の包括的民間委託について（大津市、大阪狭山市）＞

○包括的民間委託の効果として、休日夜間の管理（現場確認および緊急清掃）を一元化することにより、迅速な市民サービスの提供および職員の仕事量削減が可能となった。

○管路の包括的民間委託に期待することは、施設情報システムの再構築として、点検調査記録や維持修繕記録のデータベース化が挙げられる。

○包括的民間実施にむけた合意形成のポイントとして、業務範囲の段階的な拡大や地元業者が参画しやすいスキームの検討等が考えられる。